

イ

表 面

| | |
|---|------------|
| <p>第 号</p> <p>官職名 氏 名 生年月日</p> <p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する 法律第五十六条第一項、第二項及び第四項の 規定による立入検査等を行う職員 の証</p> <p>発行年月日</p> <p>農林水産大臣</p> | <p>写 真</p> |
|---|------------|

裏 面

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律抜すい

第五十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者若しくは輸入業者又は飼料若しくは飼料添加物の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他飼料又は飼料添加物の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、飼料若しくは飼料添加物これらの原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、第二十四条第二項及び第三十三条の規定の施行に必要な限度において、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他飼料又は飼料添加物の販売の業務に関係がある場所に立ち入り、飼料若しくは飼料添加物、これらの原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

4 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検定機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 前各項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第一項から第四項までの場合には、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第七十条 次の各号のいずれかに該当するものは、三十万円以下の罰金に処する。

四 第五十六条第一項から第三項まで若しくは第五十七条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

表面

| | |
|---|---------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">官職名 氏名 生年月日</p> <p style="text-align: center;">飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する 法律第五十六条第一項から第三項までの規定 による立入検査等を行う職員の見 発行年月日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> | <p style="text-align: center;">写真</p> |
|---|---------------------------------------|

裏面

第五十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者若しくは輸入業者又は飼料若しくは飼料添加物の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他飼料又は飼料添加物の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、飼料若しくは飼料添加物の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で取去せることができる。

2 農林水産大臣は、第二十四条第二項及び第三十三条の規定の施行に必要な限度において、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他飼料又は飼料添加物の販売の業務に関係がある場所に立ち入り、飼料若しくは飼料添加物、これらの原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他物件を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で取去せることができる。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、飼料の使用の畜舎その他飼料の使用がある場所に立ち入り、飼料、その原料若しくは材料若しくは飼料の使用の状況を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくはその原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で取去せることができる。

5 前各項の規定による立入検査、質問及び取去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第一項から第四項までの場合には、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第七十条 次の各号のいずれかに該当するものは、三十万円以下の罰金に処する。

四 第五十六条第一項から第三項まで若しくは第五十七条第一項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第十一條 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令抜すい

3 第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図るために特に必要があることを認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。

表面

12 c m

8 c m

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する 法律第五十七条第一項の規定による立入検査 等を行う職員の見 発 行 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">独 立 行 政 法 人 農 林 水 産 消 費 安 全 技 術 セ ン タ ー 理 事 長</p> | <p style="text-align: center;">写 真</p> |
|---|--|

裏面

第五十六条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律抜す、

第六十一条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要限度において、

第六十二条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第六十三条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第六十四条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第六十五条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第六十六条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第六十七条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第六十八条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第六十九条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第七十条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第七十一条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第七十二条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第七十三条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第七十四条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第七十五条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第七十六条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第七十七条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第七十八条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第七十九条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第八十条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第八十一条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第八十二条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第八十三条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第八十四条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第八十五条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第八十六条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第八十七条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第八十八条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第八十九条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第九十条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第九十一条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第九十二条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第九十三条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第九十四条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第九十五条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第九十六条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第九十七条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第九十八条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第九十九条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要

第一百条 農林水産大臣は、都道府県知事は、この法律の施行に必要